

L GWANへの参加の手続き

1 参加申込からL GWANサービス利用までの手続き	1
(1)参加申込から参加申込受理（参加決定）	1
(2)参加申込受理（参加決定）からL GWANサービス利用開始	2
2 L GWANへの参加に当たって必要となる措置	3
2.1 L GWANに参加する際に新規に調達する機器等	3
(1) L GWANに参加する際に新規に調達する機器等	4
(2) L GWANを利用する際に必須となる条件、機器及び設備等	5
(3) L GWANサービス提供設備を設置するための電源工事及び空調工事	5
2.2 経常的費用	6
2.3 地方公共団体行政専用ドメイン名取得に係る費用	6
2.4 その他の費用	6
2.5 規程類の整備	6

1 参加申込からLGWANサービス利用までの手続き

(1) 参加申込から参加申込受理（参加決定）

- ① LGWANに参加を希望する地方公共団体は、取りまとめ窓口である広域行政ネットワーク運営主体としての都道府県（以下「参加手続窓口」という。）より、次のものを入手する。
 - ・総合行政ネットワーク基本要綱
 - ・総合行政ネットワーク参加申込書
 - ・総合行政ネットワーク利用ガイドライン
 - ・総合行政ネットワーク参加約款
 - ・総合行政ネットワーク接続仕様書
- ② 地方公共団体は、参加約款の内容を合意の上、団体内の環境をLGWANサービス提供設備を設置するためのファシリティ条件、地方公共団体内ネットワークとLGWANサービス提供設備を接続するためのセキュリティ条件を満たすように整備し次の書類に必要事項を記入して、参加手続窓口に提出する。
 - ・総合行政ネットワーク参加申込書
 - ・LGWANサービス提供設備設置に係るファシリティ条件確認票
 - ・地方公共団体ネットワークとLGWANサービス提供設備との接続に係るセキュリティ条件確認票
 - ・地方公共団体内ネットワークアドレス確認票
- ③ 参加手続窓口は、提出書類の内容の確認を行った上、記入漏れや不備のないことを確認し、LGWAN運営主体に送付する。運営主体は、その内容がLGWAN基本要綱又はLGWAN参加約款の規定に抵触するおそれのある場合を除いて申込を受理し、その旨を参加手続窓口を通じて地方公共団体に通知する。

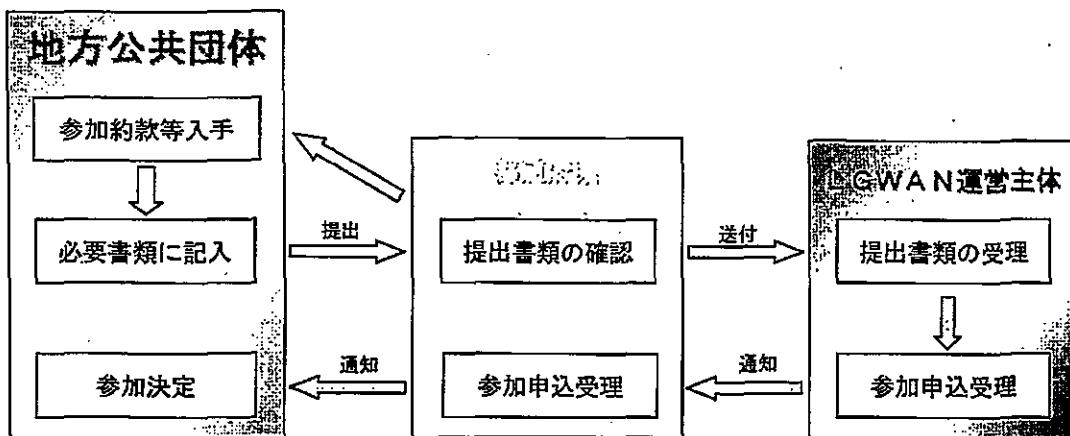


図 1.1 参加申込～参加申込受理（参加決定）までの流れ

LGWANへの参加の手続き

(2) 参加申込受理（参加決定）からLGWANサービス利用開始

- ① 参加申込受理の通知を受けた地方公共団体は、以下の設備、機器を選定、調達する。
 - ・ LGWANサービス提供設備
 - ・ ICカード及びICカード読取装置
 - ・ LGWANアクセス回線
 - ・ 地方公共団体内ネットワークとLGWANサービス提供設備を接続するためのネットワークケーブル
- ② LGWAN運営主体は、地方公共団体において①の設備、機器の調達、導入（ICカード及びICカード読取装置は除く）が完了し、LGWANアクセス回線が開通した段階で、LGWANと地方公共団体内ネットワーク間での接続試験を実施する。
- ③ LGWAN運営主体は、接続確認試験において地方公共団体内ネットワークとLGWAN間での接続に支障がないことを確認した後、地方公共団体に対してLGWANサービス利用開始を通知する。

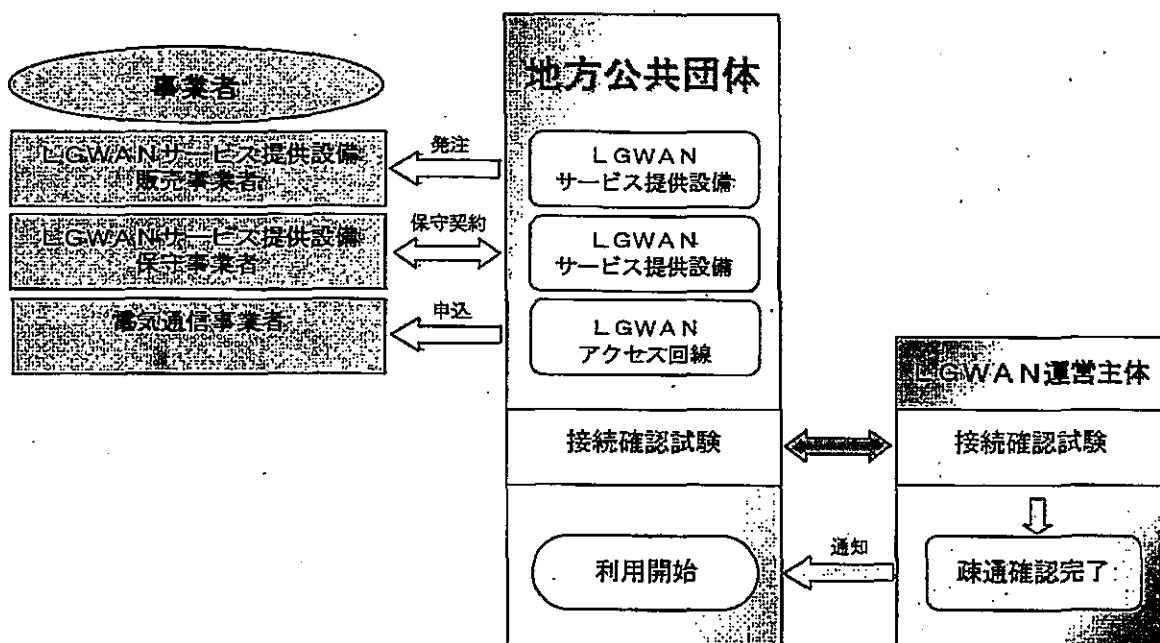


図 1.2 参加申込受理（参加決定）～LGWANサービス利用開始まで

2・LGWANへの参加に当たって必要となる措置

地方公共団体は、LGWANに参加し、サービスを利用するに当たって、LGWANアクセス回線、LGWANサービス提供設備、ICカード及びICカード読取装置等に係る費用を負担する。

2.1 LGWANに参加する際に新規に調達する機器等

地方公共団体は、LGWANに参加する際に、以下の初期費用を負担することになる。初期費用は、それぞれの契約を締結した事業者に対して、当該契約に基づき直接支払うものとする。LGWANのサービスを利用するためには、図2.1のとおりである。

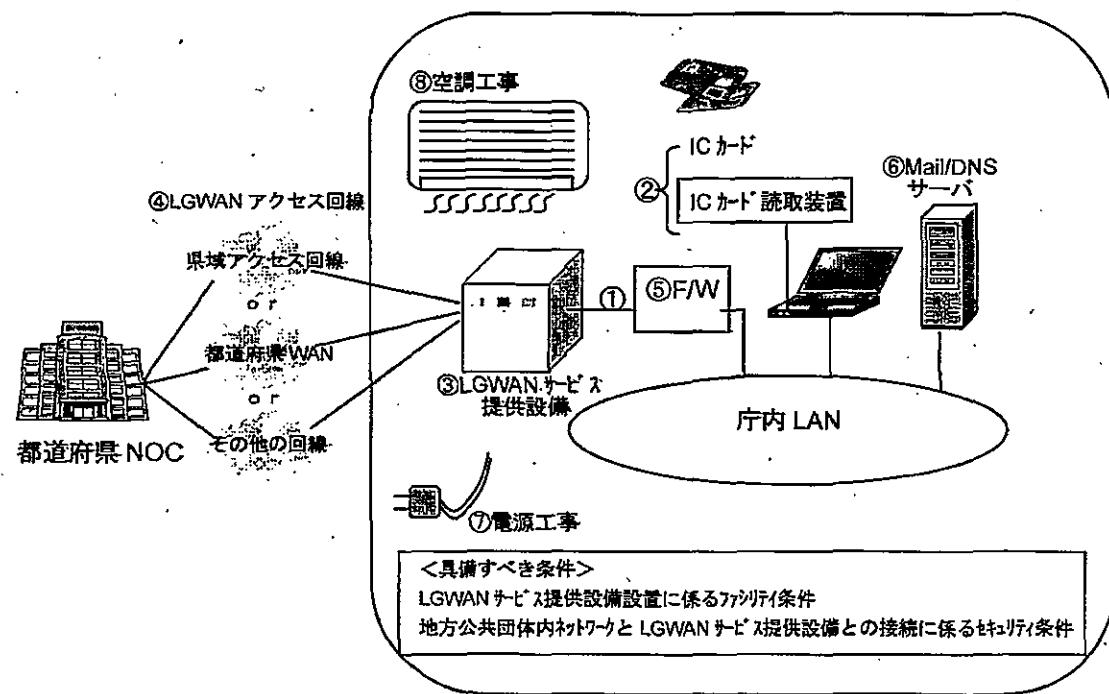


図 2.1 LGWANのサービスを利用するためには必要な構成

(1) LGWANに参加する際に新規に調達する機器等

①ネットワーク接続用ケーブル（図2.1の①）

地方公共団体内ネットワークとLGWANサービス提供設備を接続するためのケーブル。

②ICカード読取装置、ICカード（図2.1の②）

LGWAN電子文書交換等のLGWANの認証基盤を使用する際に必要となる機器。

③LGWANサービス提供設備（図2.1の③）

地方公共団体内ネットワークとLGWANを接続するための設備であり、1地方公共団体につき、必ず1台設置しなければならない。サービス提供装置、ルータ、UPS（無停電電源装置）、監視・制御装置、ラックにより構成される。

(ア) サービス提供装置

LGWANアクセス回線との接続、VPN（暗号化・トンネリング）、ファイアウォール、NAT（アドレス変換）、DNS（アドレス解決）、SMTP（メール）、NTP（時刻同期）等を統合的に行う装置で、遠隔監視、遠隔操作に対応したエージェント機能を備える。

(イ) ルータ

ルータは、LGWANと地方公共団体相互間の接続を可能とするルーティングを行い、暗号化機能を有する。

(ウ) UPS（無停電電源装置）

UPS（無停電電源装置）は、LGWANサービス提供設備内機器の電源バックアップを行う。

(エ) 監視・制御装置

監視・制御装置は、全国NOCに設置されているリモート監視装置への動作状況の通知、リモート監視装置からの遠隔操作指示による機能制御、電源制御（停止のみ）を行い、温度異常、停電等の異常発生時に、単体で自動的に電源制御を行う。

(オ) ラック

LGWANサービス提供設備を構成する各装置は、専用の19インチラックに収容する。

④LGWANアクセス回線（図2.1の④）

LGWANサービス提供設備と都道府県NOCを接続するための回線で、県域アクセス回線、都道府県WAN又はその他の回線のいずれかを選択する。

(ア) 県域アクセス回線

LGWAN運営主体が整備するバックボーン回線に接続可能な回線

(イ) 都道府県WAN

都道府県が独自に整備するネットワーク回線網

(ウ) その他の回線

前2号に掲げる以外の回線

(2) LGWANを利用する際に必須となる条件、機器及び設備等

① LGWANサービス提供設備設置場所ファシリティ条件

LGWANにおいて均一性、均質性のある最高のセキュリティレベルを保つために、LGWANサービス提供設備の設置場所において要求される最低限のファシリティ条件。参加申込に当たっては、すべての条件を満たすファシリティを確保する。

②地方公共団体内ネットワークとLGWANサービス提供設備との接続に係るセキュリティ条件

LGWANにおいて均一性、均質性のある最高のセキュリティレベルを保つために、地方公共団体内ネットワークとLGWANサービス提供設備との接続において要求されるセキュリティ条件。参加申込に当たっては、すべてのセキュリティ条件を満たす環境を整備する。

③F/W（ファイアウォール）(図2.1の⑤)

地方公共団体内ネットワークとLGWANサービス提供設備の間に設置するファイアウォール機能を有した通信機器。地方公共団体内ネットワークから見ると、LGWANは外部ネットワークとなるため、外部からの不正アクセスを防止する。

④メールサーバ¹、DNSサーバ² (図2.1の⑥)

LGWANサービス提供設備には、メールサーバ、DNSサーバの機能はないため、LGWANの電子メール及び電子文書交換サービスを利用するためには必要となるもの。

(3) LGWANサービス提供設備を設置するための電源工事及び空調工事

①電源工事及び空調工事 (図2.1の⑦、⑧)

LGWANサービス提供設備を設置するために電源工事と空調工事が必要となる。

¹ メールサーバ：インターネット上に常に接続され、自ネットワーク内のユーザの電子メールの送信や受信を行うコンピュータをいう。

² DNSサーバ：インターネット上でのコンピュータの名前にあたるドメイン名を、住所にあたるIPアドレスと呼ばれる4つの数字の列に変換するコンピュータをいう。

2.2 経常的費用

地方公共団体は、LGWANの利用に際して、経常的に以下の費用を負担する。これらの費用は、それぞれの契約を締結した事業者に対して、当該契約に基づき直接支払う。

- (1) LGWANアクセス回線使用料
- (2) LGWANサービス提供設備に係る費用

2.3 地方公共団体行政専用ドメイン名取得に係る費用

それぞれの地方公共団体は、LGWANへの接続に当たり、LGWAN参加約款第10条に基づき、L.G.JPドメイン名を登録申請し、取得したドメイン名を使用してLGWANと接続しなくてはならない。

L.G.JPドメイン名の登録費や年間維持費は、LGWANの運営にかかる負担金で一括して支払われており、各参加団体における個別の費用負担金は発生しない。

2.4 その他の費用

2.1～2.3 の他に、地方公共団体内ネットワークの管理体制やLGWANサービス提供設備の設置場所等の事情により、地方公共団体内ネットワークの設定変更、ファイアウォールの設置・設定変更、メール/DNSサーバの整備及びファシリティ整備等の費用を必要とする場合がある。

2.5 規程類の整備

- (1) 規程類でLGWANに関する事項を定める必要がある。

例：事務分掌→組織条例・組織規程

入退室管理→府内管理規則
電子文書の収受及び保管・保存→文書管理規程
電子署名→公印規程

- (2) LGWANの接続に関し、参加団体内ネットワークのセキュリティポリシーの見直しが必要な場合がある。

- (3) LGPKI登録分局を設置する必要がある。

「地方公共団体における組織認証基盤(LGPKI)について」は、以下のURLをご覧ください。

<http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/cms/15,4108,42.html>

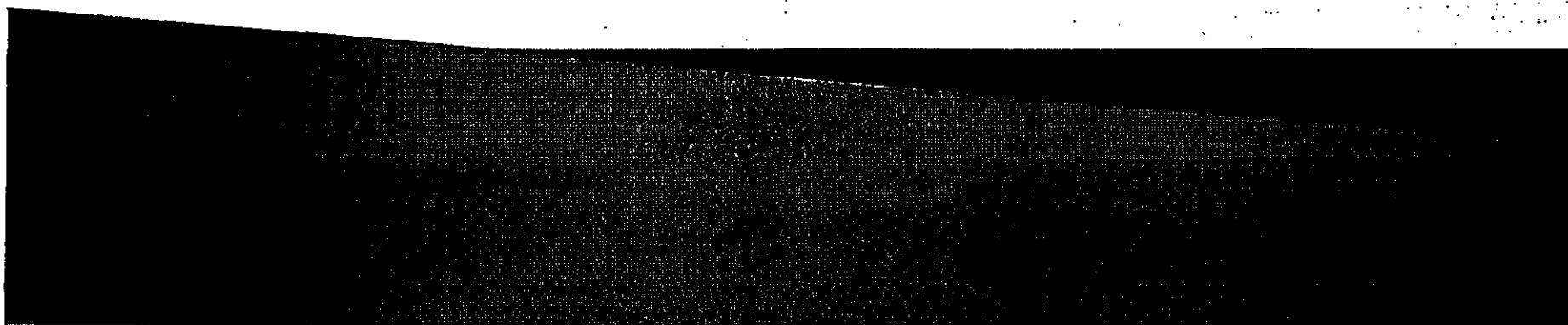
現行「介護政策評価支援システム」都道府県別登録率上位

都道府県名	登録済件数(※)	保険者数	登録割合
大阪府	38	41	92.7%
広島県	19	23	82.6%
福岡県	23	28	82.1%
青森県	32	40	80.0%
愛媛県	16	20	80.0%

※ 登録項目には「手入力項目」と「平成20年4月」「平成20年10月」「平成21年4月」の各サービスデータの登録の4点があり、登録済件数はこれら4点すべてについて登録した保険者の数である。

(資料)地域ケア政策ネットワークより

介護政策評価支援システムの 活用について



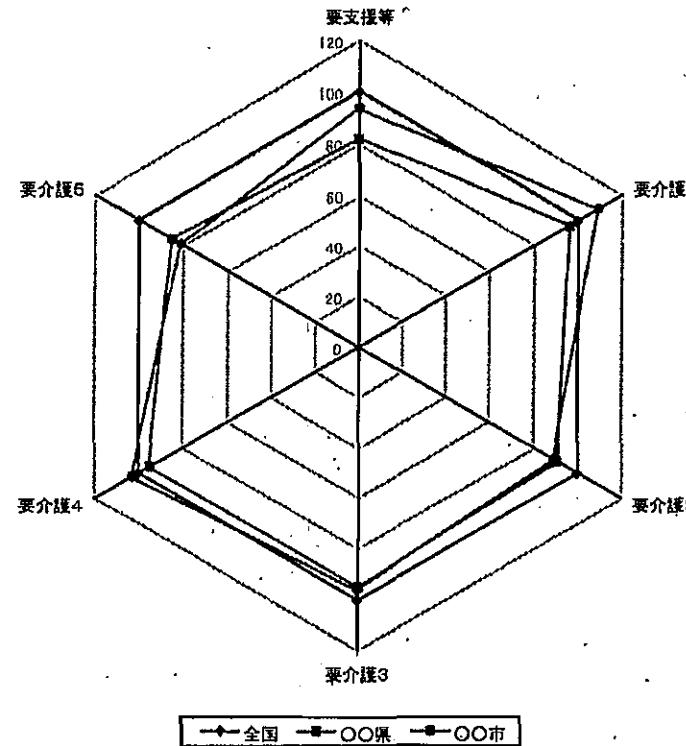
1. 介護保険事業計画策定等に利用

- ▶ 介護政策評価支援システムを活用することにより、現在の状況を確認できることから、今後の方向性を定めることが可能となる。次ページ以下に具体的なイメージをいくつか示す。(図はイメージであり、実際のシステムとは異なることがある。)

- ▶ (1)認定率のバランス分析
- ▶ (2)サービス利用のバランス分析
- ▶ (3)サービスのトータルバランス分析
- ▶ (施設・在宅バランス)
- ▶ (4)保険給付と保険料のバランス分析
- ▶ 等
- ▶ 他にも分析指標が揃えてあるため、多面的な分析が可能となっている。

(1)認定率のバランス分析

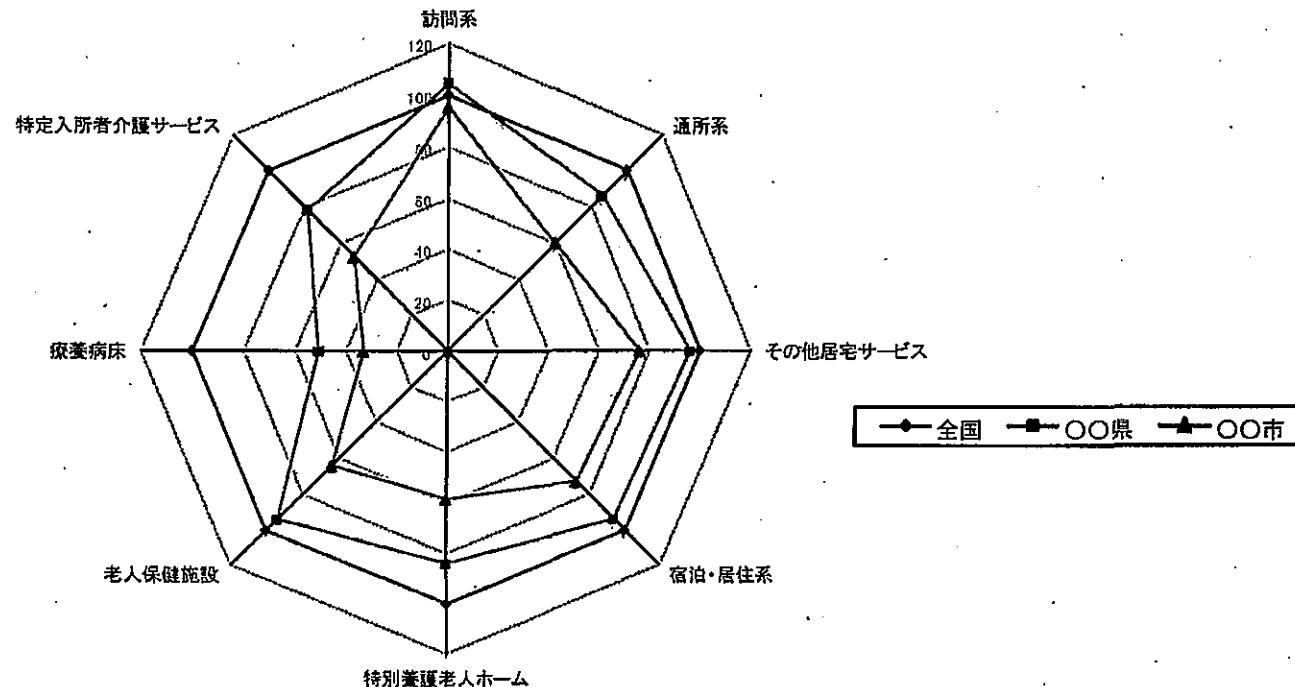
指標B 第1号被保険者の要介護度別認定率指数(全国平均=100)(平成21年04月)



- ▶ 全国や都道府県の平均と比べた認定率の状況を確認できる。(後期高齢者の割合が高いために認定率が高くなる影響を除いた指標で比較ができる)。
- ▶ 例えば要介護度が高い場合で、地域特性や政策等の合理的な理由がない場合には、このデータを根拠として計画に介護予防事業の充実やサービス提供体制の変更を盛り込む等といった利用方法がある。

(2)ー① サービス利用のバランス分析1

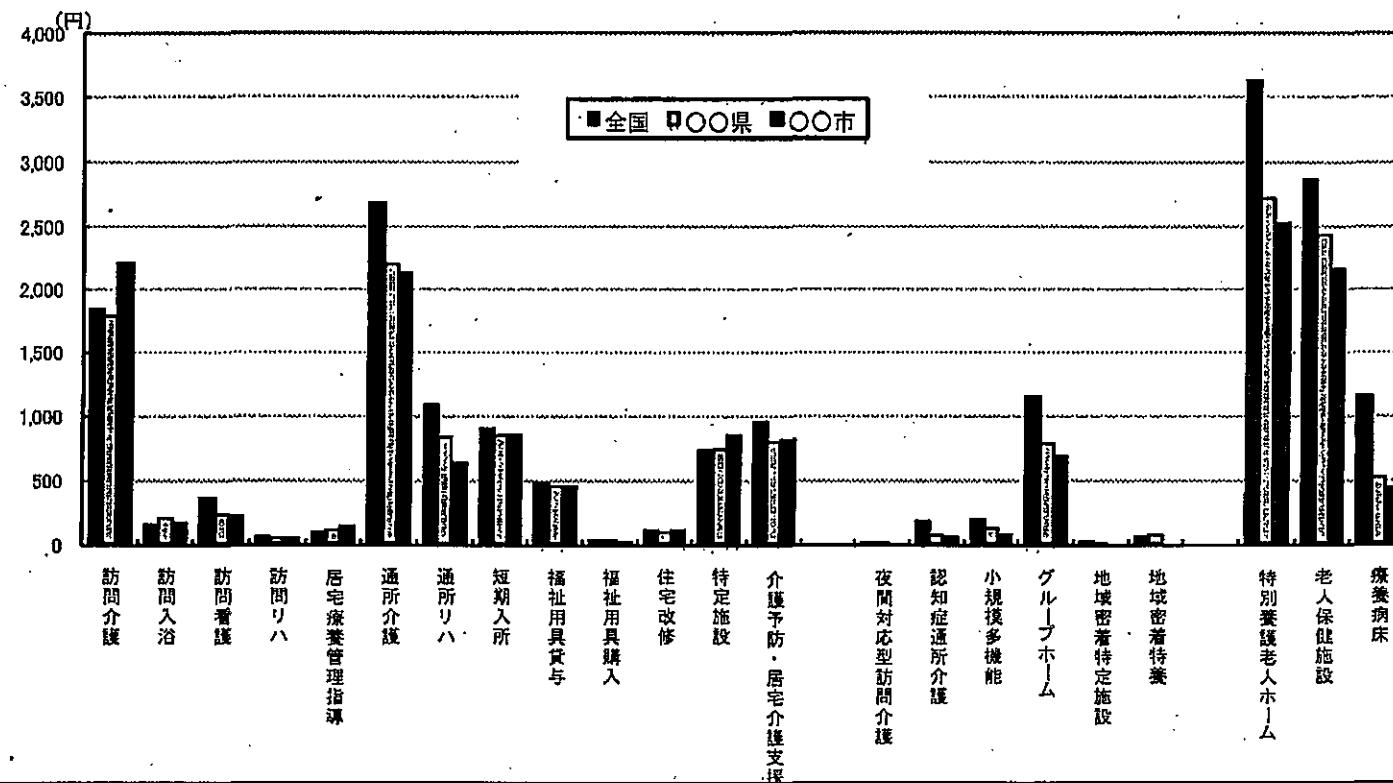
指標D サービス系列別高齢者1人当たり給付指標(平成21年04月)



- ▶ 全国や都道府県の平均と比べたサービス系列別の給付状況が確認できる。
(後期高齢者の割合が高いために給付額が高くなる影響を除いた指標で比較ができる)。
- ▶ 例えば突出して多いサービス、少ないサービスがあり、地域特性や政策などの合理的な理由がない場合には、このデータを根拠として計画にサービス基盤の整備の方向性を決める等といった利用方法がある。

(2)ー② サービス利用のバランス分析2

指標E サービス種類別高齢者1人当たり給付月額(平成21年04月)

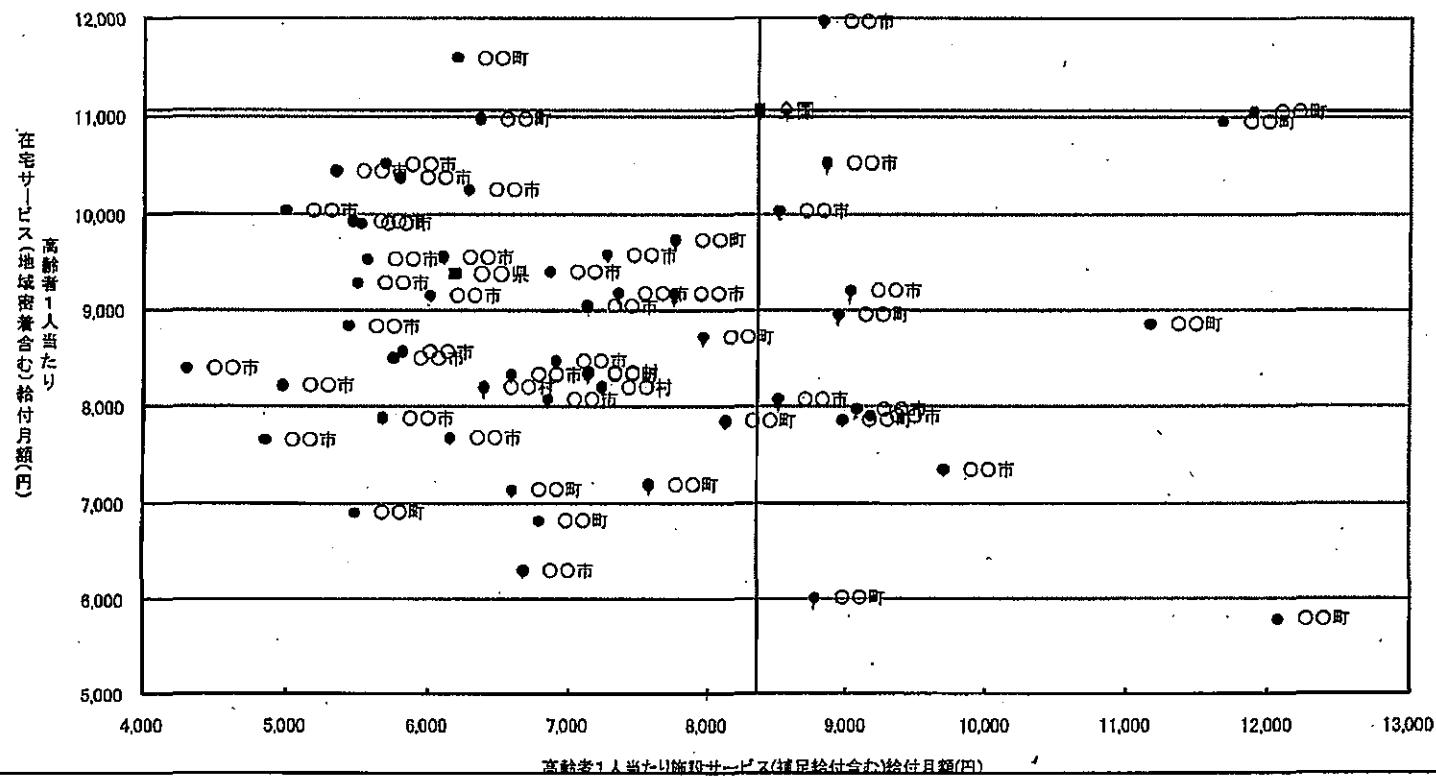


▶ 全国や都道府県の平均と比べたサービス別の給付状況が確認できる。

▶ 例えば突出して多いサービス、少ないサービスがあり、地域特性や政策等の合理的理由がない場合には、このデータを根拠として計画にサービス基盤の整備の方向性を決める等といった利用方法がある。

(3) サービスのトータルバランス分析(施設・在宅バランス)

4-1-1 高齢者1人当たり在宅サービス・施設サービス給付月額(保険者比較)(平成21年04月)

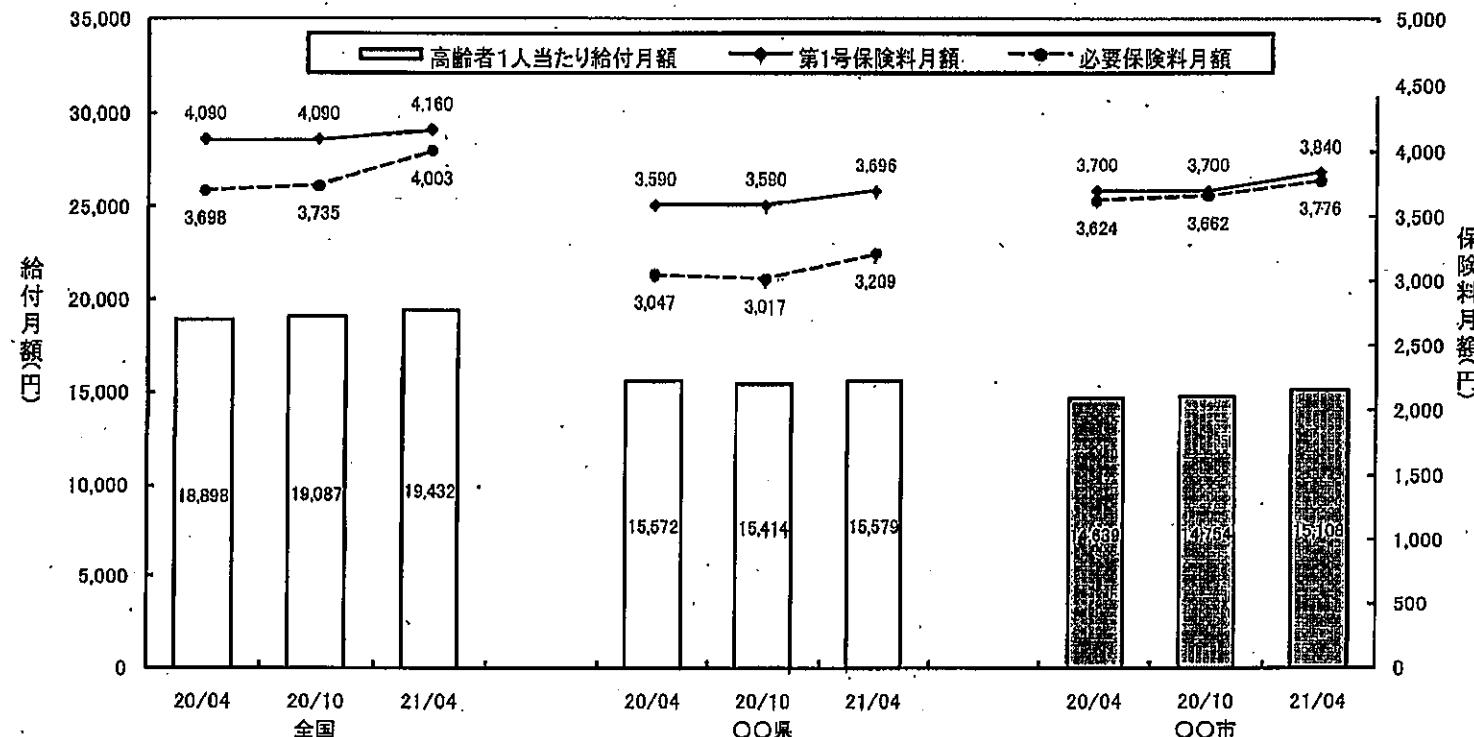


▶ 全国や都道府県の平均や近隣市町村等と比べた居宅系と施設系のバランスと給付状況が確認できる。

- ▶ 例えば突出して多いサービス、少ないサービスがあり、地域特性や政策などの合理的理由がない場合には、このデータを根拠として計画にサービス基盤の整備の方向性を決める等といった利用方法がある。
- ▶ 各都道府県においても、市町村エリア毎の各種サービス整備状況の確認が可能となり、都道府県においてもサービス基盤整備の判断に役立てることができる。

(4) 保険給付と保険料のバランス分析

指標A 高齢者1人当たり保険給付月額・第1号保険料月額・必要保険料月額(平成21年04月)



▶ 全国や都道府県の平均と比べた保険給付と保険料の推移を確認できる。

- ・給付月額の推移等から、保険料算定の一助となる。
- ・(1)～(3)も踏まえると、保険料の説明の一助となる。例えば、給付額の高低の要因として、①要介護度別の認定率②一人当たり給付費等について見ることができ、さらに、一人当たり給付費についてどのようなサービスが要因となっているのかがわかる。

2. その他の利用

- ▶ ○行政基礎資料として、議会において審議される介護保険特別会計等の当初予算・補正予算の説明や住民に対する介護事業の運営状況等の説明に活用が可能。

- ▶ ○都道府県における施設の指定・認可の際等に、都道府県内の各エリアの各種サービス整備状況を参考として確認できる。